2021年8月　日弁連環境委員会サマースクール

# 動物愛護の最前線
# 人間優先の社会から動物との共生社会へ

弁護士（大阪）　　植田　勝博

本稿は、日弁連環境委員会主宰の２０２１年８月に開催された環境サマースクールでで講演をしたものに加筆をしたものです。

## 第１　動物と人との関係、動物の命と人と動物の共生

１　人間と他の動物との関係の土台は動物の命と共生です。

人は最近２０万年程前に登場をした哺乳類の一種で地球上の生きものです。他の動物が生存できない環境では、生き物としての人類の生存も危ういと言えます。

今、人によって他の動物の生存できる環境が破壊されつつあります。動物は人と同じように、愛情、信頼、恐怖、不安、憎悪などの感受性をもっています。だから人と動物は家族になれるのです。日本の童話には、桃太郎、浦島太郎、金太郎、さるかに合戦など多くの動物との交流の話があります。仏教では、人と動物は、相互に生まれ変わりの輪廻をするとの思想があります。

２　日本の文化と動物

今、人が科学で他の生きものを支配し、容易に殺害、絶滅することができる状況において、同じ地球上に生まれた生きものとして動物との共生は極めて重要です。日本には自然に対して帰依し､自然には手をつけないとする神道の文化がありました｡また、全ての生きものには仏性があるとの仏教の思想があります｡今、その思想は急速に失われています。

３　動物に関する法律

動物に関しては動物愛護管理法（動愛法）があります。また野生動物は鳥獣保護法（｢鳥獣ノ保護及狩猟ニ関スル法律｣から｢鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律｣）があります。動愛法の基本原則は動物の命と人と動物の共生です（同法２条)。動物虐待、遺棄、みだりな殺傷などを禁じています。

(1)　動愛法平成 24 年法改正「殺す行政から生かす行政へ」。動物を生かすための法令

行政は、業者、所有者、占有者の終生飼養義務を理由に引取拒否ができる（35 条 1 項但書)。平成 24 年（2012 年）法改正付帯決議で「行政の殺処分目的の野良猫引取は原則禁止」として、行政の猫殺処分は禁止。野良猫については、官民一体でＴＮＲＭ（捕まえ、避妊去勢、元の場所へ戻す。餌やり）をする。

所有者からの持ち込みは、終生飼養義務から行政は拒否する。野良猫は行政殺処分はゼロとなる。所有者不明犬猫については、所有者探しをし、所有者が見つからないときは広く譲渡募集して殺処分をなくす、との規定をした（35 条 4 項)。

引取犬猫はこれにより、犬猫の殺処分は無くなるはずであった。

(2) 動物のみだりな殺傷罪は、罰金だけであったものが懲役刑も入り、平成２４年法改正から２０１９年法改正では、みだりな殺傷罪は、「2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金」から「5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金」に、動物遺棄、虐待罪の罰則は、「100 万円以下の罰金」から「1 年以下の懲役または１００万円以下の罰金」に、引き上げられた。

(3) 兵庫県は，基本的に収容当日過半数の犬猫の即日殺処分をする法令を踏みにじる行政であるが、兵庫県は、環境省告示(平成18年環境省告示26号、平成25年環境省告示第86号により改正）に基づき履行するとする。同告示によれば次のとおりである。

ア　上記環境省告示は、第1で、「動愛法35条1項、3項の行政の引取り措置は「緊急避難として位置付けられたもの」（告示第1、1項）であるとする。

引取りは緊急避難に時に限定される。「引取りを求める相当な理由がないと認められる場合には引取りを拒否するように努める」（告示第1、2項)、「引き取った犬、猫について、必要に応じて治療を行うこと。治療を加えても生存ができず、治療がかえって苦痛を与え、もしくは苦痛を長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当のときはこの限りでない（安楽死)」（告示第1、6項)。

例外的に、不治で、安楽死の場合に殺処分を認める。

イ　公報、インターネット等による情報提供

告示は、第3で、「所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報提供により、登録団体等への照会をして所有者発見に努める」(第3、2項)、「所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物、所有者が発見できない保管動物について、（中略）飼養希望をする者を募集する等により生存の機会を与えるように努める」（告示第3、3項)。「飼養希望者の募集は近隣の都道府県等との連携を図ってできる限り広域的に行うように努め、この際、インターネット等の活用により広域的且つ迅速に努める」（告示第3、4項）と規定する。

兵庫県は、ネットで所有者探し、譲渡募集の場を設けているが、ネット公示はゼロの状況である。動愛法３５条４項に違反し、同告示に違反する。

ウ「動物の保管期間は、できる限り、動物の所有者、譲渡希望者の便宜等を考慮して定めるよう努める」（第3，6項）と規定する。

動物愛護管理法による取扱い、即ち、所有者探しをし、保管期間は所有者、譲渡希望者のために便宜を図ると定める。所有者の権利は遺失物法からは２週間の公告機関、所有権は公示後３ヶ月経過しないと所有権は喪失しない。憲法の由来する財産権の権利侵害は許されない。それ以上の所有者、譲渡希望者の便宜をはかることが規定である。

第２　法律と現場の乖離

１　動愛法の動物に関する原則は、上記の通り、動愛法が動物の定義を儲けず全ての動物を含む法律で、動物法の基本法ともいえます。

犬猫等は、従来、野良犬、野良猫を、収容、殺処分を膨大にしてきました。当初、動管法「動物の保護と管理に関する法律」から 1999 年動愛法「動物の愛護と管理に関する法律」に改正がされましたが、行政の膨大な殺処分は継続がされ、平成 24 年（2012 年）改正で、殺処分ゼロを目指し、付帯決議で、野良猫の殺処分目的の引取は禁止されている、とし、所有者探し、譲渡募集を広く行って殺処分ゼロを目指す、との規定がされました。

２　しかし、現場は、犬猫は、不要、迷惑な動物は、ゴミとして駆除、殺害をしています。兵庫県動物愛護センターの殺処分の実態は次の通りです。（住民訴訟）

(1)　兵庫県は、所有者からの引取は積極的で即日殺処分をする。所有者不明の犬猫は、収容当日、即日に過半数を殺処分する。兵庫県は、5 日～ 7 日程度で約 80 ％を殺処分する。約 20 ％は、ヤミで動物愛護団体へ譲渡する。所有者公示は 2020 年 10 月～ 2021

年3月まで数百頭の内3頭のみである。譲渡募集は殆どない。

兵庫県へ入った犬猫は、その時点で社会からヤミの中で、過半数は即日殺処分する。飼主の権利も動物の命も踏みにじられている。

(2)　兵庫県動物愛護センターの判定基準

兵庫県動物愛護センターは、「譲渡適性基準」により、収容当日に、初見の職員に、吠える、近づかない、怖がって固まる、引き下がるは譲渡不適切、８歳以上と判断、15㎏以上の犬は譲渡不適切、治療を要する体調不全の犬猫は治療費が掛かる、フィラリアは治療を要し譲渡不適切犬猫、として即日殺処分する。所有者不明の普通の犬猫を収容当日に殺害する。インコなど犬猫以外の動物は引取義務規定がないとして全て殺処分する。兵庫県の犬猫等の殺処分実体である（センター職員からの聴取）。法的根拠はなく、上記公示に基づいて殺処分するとするが、譲渡基準の規定はないとして自由に殺害できるセンター基準を設定するが、現場は普通の犬猫の殺処分をすることを目的とする。生かす意思もなく、動愛法の動物の命、殺さない規定、飼主の遺失物法の所有権などの法令、公示に全く反する、違法殺処分が行われている。

同センターには、犬猫の命を生かす意思はない。人間のためのモノでしかない。名の知れた動物愛護団体が「野良猫は可哀想だから安楽死をさせることが動物の幸」と述べる例もあるが、動物自体の生きる権利を認めない。

(3)　野良猫・地域猫

野良猫の被害は人の生命、身体、財産などの損害はない。しかし、人の多くが、糞尿、鳴き声、敷地内への侵入、車を痛めるとして、行政へ持込み殺処分する。

東京の地域猫活動で、野良猫を殺さない。野良猫のまま生かして、増やさずなくす。ＴＮＲＭ（トラップ、ニューター避妊去勢、リターン、メンテナンス）が付帯決議に入れられた。

これに対する、行政の現場は、①　野良猫迷惑のクレームについて、「餌やりが猫を増やす」と根拠なく餌やりに責任転嫁の説明をする。実態は、野良猫の餌やりがＴＮＲＭをして野良猫をなくす最大の活動をしている。②　「餌やりを原則禁止とし、餌やりに条件をつける」即ち、地域の同意を取る。複数人共同餌やり義務、時間、餌やり方法などの詳細の義務設定（例「京都市動物愛護条例」（まち猫））。条件を満たさないとして多くがまち猫支援（避妊手術費の支援）を受けられない。

京都餌やり妨害損害賠償請求事件で、男性が餌やり妨害したことに、京都地裁は妨害者に対して損害賠償を認めた。

行政の誤り。ＴＮＲＭの土台は餌やりであり、１日も早く避妊すれば野良猫問題はなくなる。ＴＮＲＭを行っている餌やり者は、野良猫を生かし、野良猫をなくす公益活動者である。

(4)　日本の行政、社会

人にとって必要な動物は物として利用し、不要、迷惑な動物は､ゴミとして駆除、排除をする。そこには、動物の命の尊重の姿勢は認められません。動物の命は人の命の尊重と重複します。動物の殺害は人の殺害にもつながります。

「動物への扱いを見れば、その国、社会の人の扱いが分かる」。それは、政治、社会が、「少数支配の原則」という、人が群れの動物だからです。人が生きもので、多数の人を支配するとき、支配者は他の人に対して動物を扱うように人を扱い、コントロール、支配をするのです。動物への愛護をしない人は、人への愛護もしないのです。

３　牛、馬などの産業動物については、物として扱っている状況です。

家畜の感受性を理解し、その生態や習性による行動を妨げられることがないよう、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められています。

日本の加入をする OIE　による勧告は、「アニマルウェルフェアとは、動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態」としています。

動物の生きる命と環境保持は、日本は立前だけであるが、これが現場に届くまでどれだけ日時を要するか。日本人がこれを受け入れる日の遠さを思います。

今、人は、農業革命をし、産業革命を経て、多くの科学技術を見につけて、他の動物・植物を支配をし、その環境と生死を決定する立ち位置にあります。

ＥＵは消費者主権において、産業動物へのアニマルウェルフェア（５つのフリー、①飢え、渇きからの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③物理的、熱の不快さからの自由（施設の清潔管理、温度域）、④苦痛、傷害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由）を基本とします。日本では、ニワトリのバタリーケージを始め、動物を生きものとして扱わない現場があります。鳥インフルエンザがあれば日本では鶏を数十万羽単位であちこちで殺します。鳥インフルエンザで死亡する割合は数％～１０％に満たないとしていますが、感染の被害等、かかる手間などから、経済的に殺害を選択する人の都合です。食べてしまえば同じ、なぜ、手間と費用のかかる動物福祉をしないと行けないか。これが日本の社会と言えます。それは動物は人のための存在で、命ある生きものとして対応する考えの欠落にあります。

４　実験動物は以下の通りです。

実験動物「試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途」は動愛法の規制対象外としています（動愛法 10 条）。動愛法は、３ Rs の規定しかありません。３ Rs とは、①代替法（Replacement）、②使用数削減（Reduction）、③苦痛の軽減（Refinement））です。

平成 24 年法改正の立法の骨子に実験動物の法的規制が入っていたが、医師会、大学関係者、産業界が反対し、自主規制が主張され、その理由は、「動物実験の自主管理は適切に実施されている」、「日本の生命科学の発展を阻害する」「日本の国際競争力を弱める」というものです。改正は見送られたままです。

国際的規制の状況は、国際連合の機関では WHO（世界保健機関 1961）、OECD、UNESCO、CIOMS（国際医学団体協議会 1985）「動物実験に関する基本原則」、ボロニア宣言（国際動物実験代替法会議 1999）、AAALAC（国際実験動物管理評価認定協会）、IUBS（国際生物科学連合）、ICLAS（国際実験動物学会議、UNESCO、CIOMS、IUBS により設立）、ＩＳＯなど国際的取引スタンダードの規制基準など、外国法ではイギリス法、アメリカ動物福祉法（1966）、ＥＵ（1986）、EU 化粧品指令（動物実験を禁止、輸入を禁止）、韓国（2008）などがあげられます。

健全な動物による治験でないと正確な結果は得られず、動物の健康管理と、実験は体をより傷つけない、傷ついた動物は治療する。殺害は第３者機関の審査を受ける。

アメリカは動物福祉法による規制ですが、ミスコンダクタト（不適切な行為）の事例や摘発が、2009 年の査察総数は 13 、887 件、2010 年は 14 、003 件であり、無免許・未登録の施設が 2008 年 445 以上、2009 年 287 以上と報告されています。厳しい制度を持っている国においてこの数字がでているなか、日本は無規制で、外国機関により実験動物の認証を受けて業務がされていると言います。

５　野生動物については、以下のような状況が認められます。

(1)　大規模な森林ばっ採などで野生生物が暮らす場所が消滅しています。

２０１４年（H26）鳥獣保護法は、法律の名称を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」にしました。日本の野生動物の保護について、野生動物の管理（生存場所、頭数を決める）と、狩猟の勧めが入りました。

(2)　日本の野生動物の環境の崩壊。餌がない。

除草剤、防虫剤などの散布、遺伝子組換植物に使われる枯葉剤ラウンドアップ（成分グリホサート）の散布など、利便性の商品が溢れる中で、他の生物の消滅と、人のアレルギーと不妊が多くなっていると言われます。日本の田圃から生き物が消失して久しく、野生動物の生きる食べ物、環境が破壊されています。山は餌となる紅葉樹林を無くし、杉檜など針葉樹林にされて、生存環境の縮小の中で野生動物の生存環境は厳しい状況です。農業人口の減少の中で、野生動物による農業被害が発生、林業被害が発生しているとの広報がされて、人の生命、身体、財産の侵害、不安等を理由に、野生動物は駆除されていっています。

(3)　人の自然支配、管理は、格段に進んでいます。農業人口の減少の中で、人の棲息領域の拡大、管理地域の拡大。他の動物の生存地域が狭くなり餌となる広葉樹が減り、生存環境は縮小しています。人間の都合で野生動物を管理し野生動物の生存環境は限定され、野生動物の生息数が管理されようとしています。

(4)　現在、小田原の猿が、人の身体、財産の侵害、不安などから駆除・殺害の決定がされています。比良山系（京都と滋賀の間）の猿の群れも減少していると言われます。

(5)　シカ、イノシシらの被害も強調されて、猟の楽しさ、勧めがされて、補助金を出して狩猟をし、狩猟とジビエ料理の産業に大企業が参入しようとしています。

６　外来生物法は次の通りです。

外来生物法（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）は、日本の動物の種を守るとする法律ですが、ラスカル人気で日本に棲息し人への信頼共生をするアライグマ、台湾ザルなどを皆殺しにするとの法律です。動愛法に反します。

７　海洋哺乳類は次の通りです。

日本は、2018 年 12 月 26 日、鯨の資源管理をしている捕鯨委員会（IWC）を 2019 年 6 月末に脱退し、7 月 1 日から日本の排他的経済水域（EEZ）内で商業捕鯨を再開しました。日本の食文化として、国際協力の動物保護の組織体制から脱却しました。この日本の独自歩きは、動物との共生の視点からは到底賛同できないものです。

８　絶滅危惧種（Threatened Species、Endangered Species）

早いスピードで多くの動物、植物、魚などの生物種の絶滅が進行しています。国際自然保護連合のレッドリスト（2013 年度版）によれば、約 2 万種が絶滅危惧種と言われています。南北、東西に長い、種の多様性が多い日本で、どのような保護活動がされているか、その情報、対象生物の存在が周知されていません。

第３　動物問題に弁護士はどのような活動ができるか。（従来の活動の例）

１　商標登録「セラピードッグ」無効審判事件

２　ペットショップの動物管理の違法（檻の中の猫の出産死亡猫は一般ゴミで捨てる）

３　動物殺傷・遺棄事件などの告発（複数、狂犬病予防法違反罰金）

４　動物取扱業（訓練など）に対する損害賠償請求（預かり動物の逸走）

５　野良猫詐欺事件（複数）、大阪ティアハイム事件など
６　飼い猫のトラバサミ被害の損害賠償
７　京都餌やり妨害事件損害賠償請求事件（京都地裁平成 29 年 3 月 23 日判決）
８　兵庫県動物愛護センター住民訴訟（違法な殺害費用損害賠償）
９　京都・八幡動物大量殺害事件（愛護活動家の引取り自宅内で膨大な犬猫のミイラ化、殺害）、告訴、告発（殺害不処分、略式 30 万円）。民事損害賠償請求（大阪地）
１０　その他、医療過誤、動物の事故（加害、被害）、動物に関わる詐欺など

第４　動物は物（利用か､駆除）から、命ある生きものとの共生へ

１　上記のとおり、日本ないし日本の社会は、法律の建前等はあっても、現場は基本的には動物の命は無視をし、人の利用のため物として、不要は駆除、廃棄しか扱わない現状があります。日本人は、人のための物としての動物しかなく、野生動物の駆除・殺害・排除と利用です。動物が地球上で生まれ、その動物なりに幸せに生きる権利を有するとの感性は認め難い状況と言えます。

　今、人間優先の社会はその限界に来つつあります。他の動物、野生動物は、動物の棲息領域は破壊されて、野生動物の生存は極めて厳しい状況になっています。

２　人類が地球上に登場して約２０万年、我々人（ホモ・サピエンス）がせいぜいこの１、２万年程度の時間の中で、科学の知恵をもって、他の動物及び自然を我が物として支配し、他の動物、植物の破壊を進めていると認められ、それは、動物としての人間の土台となる生存の基盤や環境を破壊していると認めざるを得ません。

３　上記日本の動物との共生の状況が喪失する中で、上記アニマルウェルフェア、消費者主権（ＥＵ：消費者、市民が、家畜動物等の生きものとして生存をする権利を認める社会、法制度を作る)、実験動物利用の化粧品の市場からの排除など、消費者が社会、経済、政治を作るという流れが大きく登場をしてきています。体制の空気を見る日本の社会、あるいは利権の為に体制に従う生き方の日本社会に取込みにくい状況です。外は体裁を整えて、内は外部に対して隠蔽して嘘の情報を出す、という社会構造や体質が大きな障害となっていると思います。

４　上記の通り、日本、日本人の、他の動物に対する、犬猫、その他、不要な動物は、人の生命、身体、財産、迷惑、不安を生じさせるものは、駆除、殺害する行為が繰り返されています。日本は生きものとして動物の生存の環境、権利を認めません。動物をモノとしてしか扱われません。人の動物の命の殺生与奪は、あたかも神で、地球に共生する同じ動物の人と動物において、人類として許されない行為と言えます。

５　動愛法２条第２項に「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」と基本原則の追加をしました（H24 法改正)。これはアニマルウェルフェアの規定と言えます。人が関与、管理する動物について、同じ信頼、愛情、恐怖、憎悪の感受性を理解し、その生態や習性による行動を理解し、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が求められます。家畜、野生動物なども、当然、同様です。

（本稿は動物法ニュース 52 号に掲載）